

# 高度化法義務達成市場について

資源エネルギー庁

2023年4月5日

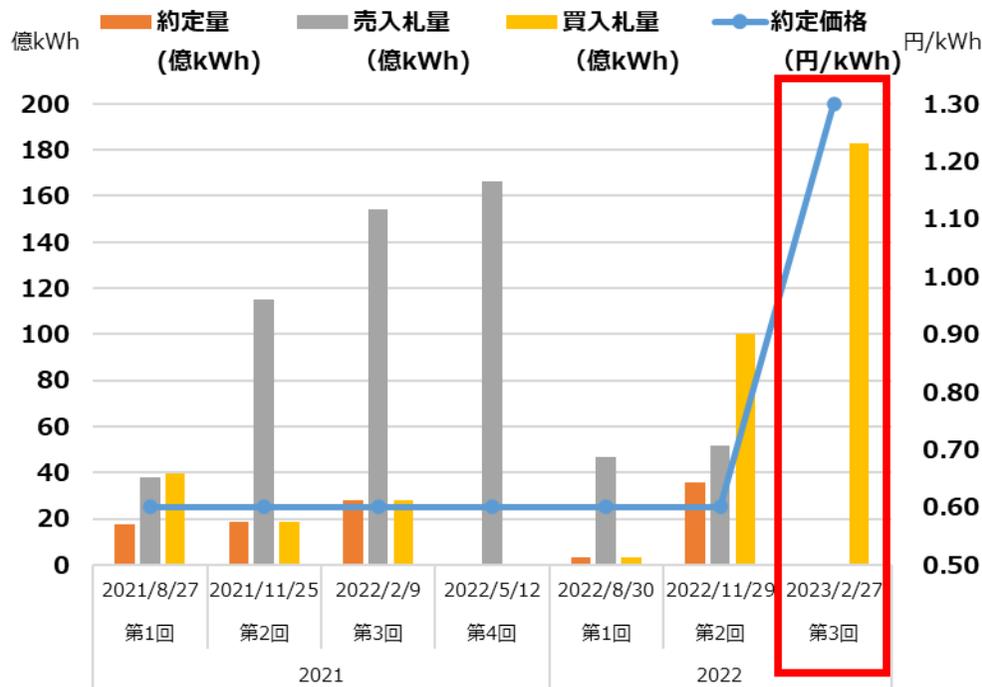
# はじめに

- 2023年2月に行われた高度化法義務達成市場における2022年度第3回オークションでは、買い入札量が増加する一方、売り入札量がほとんどなくなり、約定量は僅かにとどまるとともに、約定価格は初めて上限価格（1.3円/kWh）となった。
- こうした中、次回5月に行われる2022年度第4回オークションは、第一フェーズ（2020～2022年度）の最終オークションとなる。このため、現在の調達環境や証書の供出余力を確認すべく、主要な取引参加者を対象に緊急のアンケートを実施した。
- 本日は、アンケート結果に基づき、各小売電気事業者の目標達成度や証書の需給状況を御報告する。
- その上で、5月の2022年度最終オークションに向けて、第一フェーズの評価方法を含めた今後の対応等について御議論いただきたい。

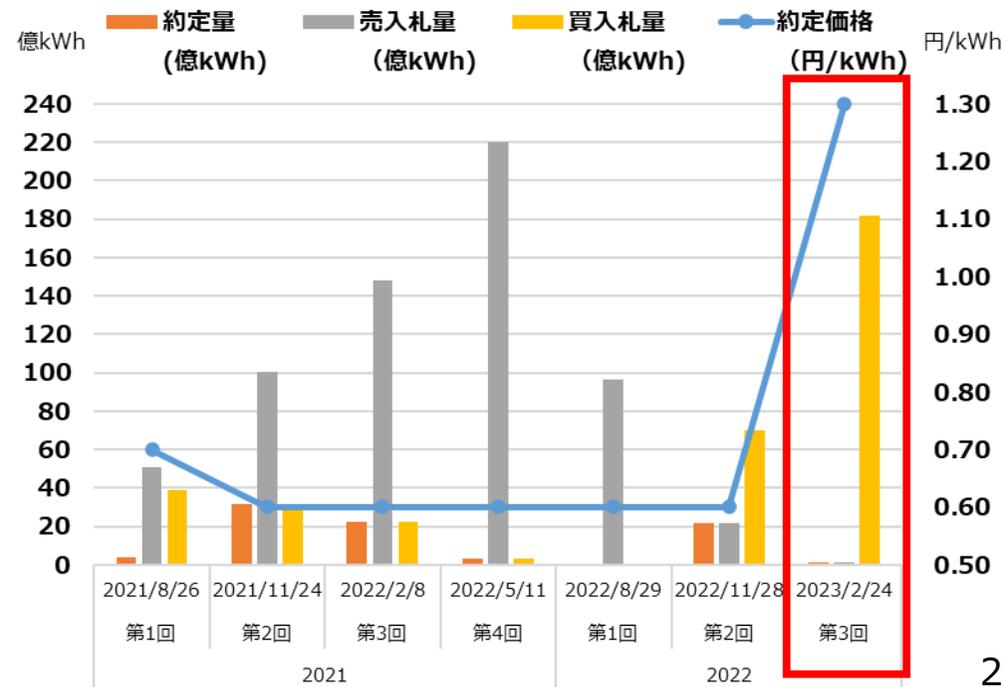
# 【参考】高度化法義務達成市場のオークション結果について(第3回)

- 2月末に高度化法義務達成市場における2022年度第3回オークションが行われ、前回(2022年11月)オークションと同様、買い手側の入札量が大幅に増加。他方、売り手側の入札量は僅少であった。これにより双方の証書とも、買い手側で未約定が生じ、約定価格がいずれも上限価格となった。
- 再エネ指定 : 約定価格 1.3円/kWh / 約定量 約1.8百万kWh
- 再エネ指定なし : 約定価格 1.3円/kWh / 約定量 約1.4億kWh

### 非FIT 再エネ指定



### 非FIT 再エネ指定なし



- 1. 非化石証書の需給状況**
2. 2022年度の対応策
3. その他

# アンケート内容

- 3月中旬に中間目標の対象事業者59者および売り手（旧一電各社と電源開発）に対し、以下の内容のアンケートを実施。対象事業者は50者より回答をいただいた。  
※未回答の9者の21年度の合計販売電力量は、回答済み対象事業者全体の約1.7%に相当。

1. 会社名
2. 2022年度の販売電力量（見込み）（単位：億kWh）
3. 2022年度における非FIT証書の調達量(22年1-12月発電分が対象)（単位：百万kWh）  
市場調達分（22年度第1回～第3回までの合計）※相対取引分（2023年2月末時点までの合計）
4. 第一フェーズの3カ年平均での中間目標の達成時期（前回22年9月アンケート時からの変化）
  - ① （調査時点で）達成済み
  - ② 本年6月（証書口座締め日前）まで
  - ③ 達成困難
5. （4.の質問で②と回答した方のみ）達成に向け残る非FIT証書の調達量（見込み）と調達手段
  - ① 調達量（見込み：百万kWh）
  - ② 調達手段：市場、相対、市場・相対いずれも
  - ③ 達成に向けた懸念点等（自由記載欄 例：証書の流通量がタイトである等）
6. （4.の質問で③と回答した方のみ）達成困難である理由（自由記載欄）  
※相対取引分とは、他者からの相対取引による調達量を指す（グループや内部取引は除く）

## 買い手側へのアンケート内容

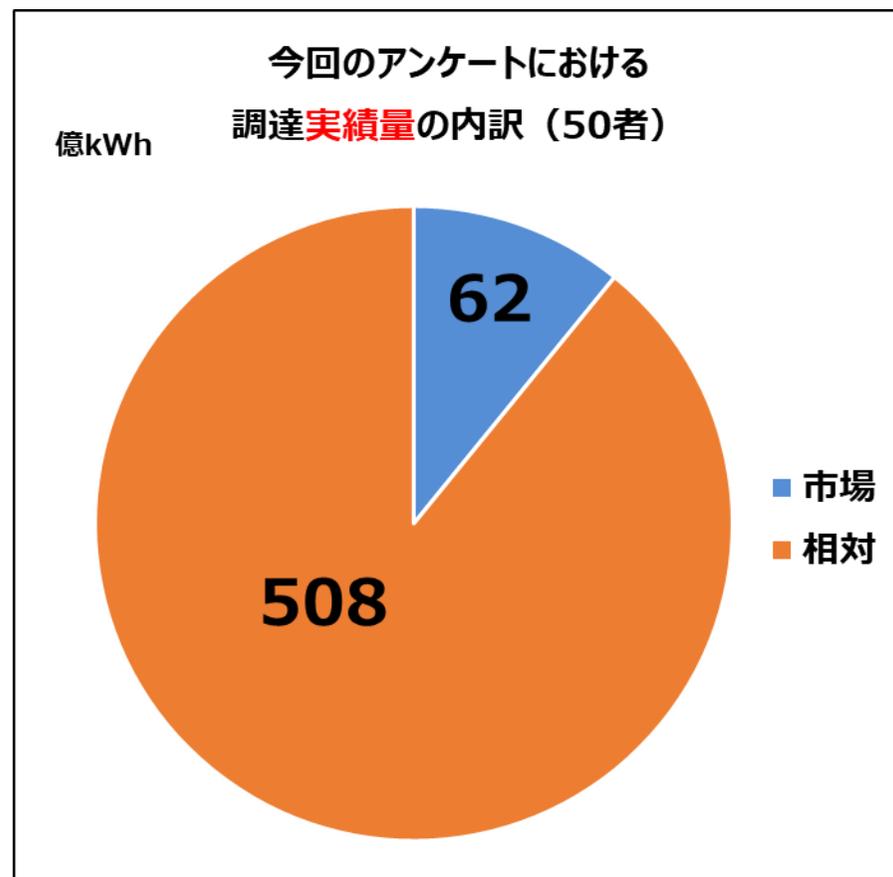
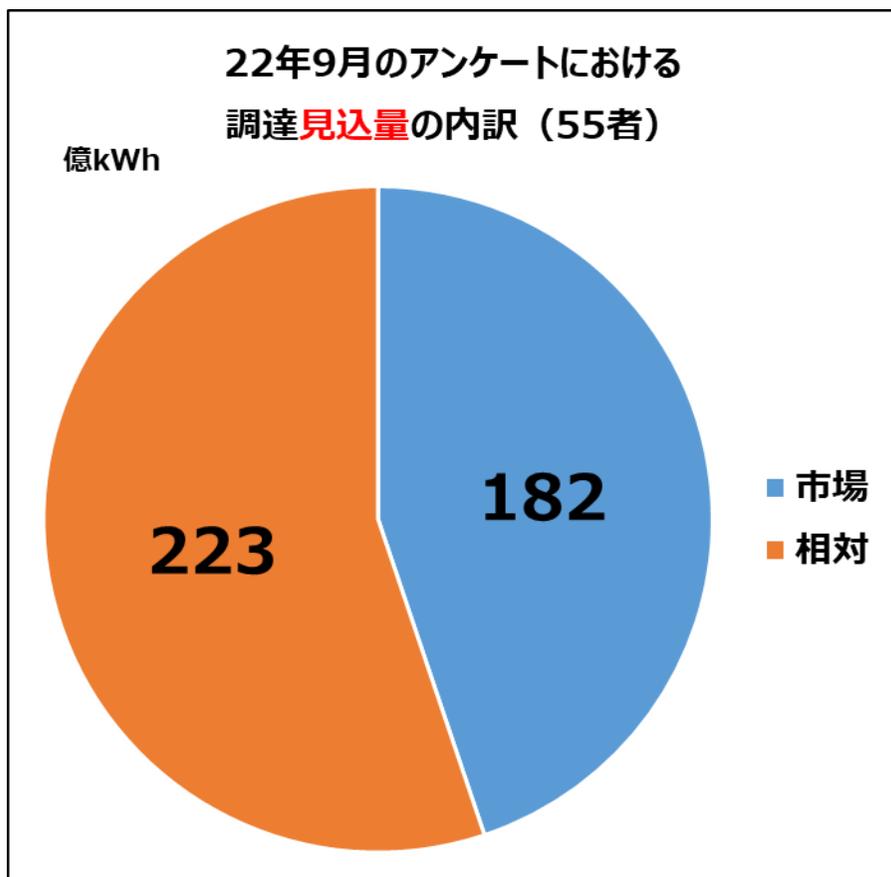
1. 会社名
2. 2022年度（1-12月発電分が対象）の非FIT証書供出量（市場および相対※の見込み）（単位：億kWh）  
再エネ指定および再エネ指定なしそれぞれ
3. 22年度（1-12月発電分）の再エネ指定および指定なしそれぞれの足下までの約定（成約）量内訳（単位：億kWh）  
市場約定分（22年度第1回～第3回までの合計量）  
相対成約分※（2023年2月末時点までの成約合計量）
4. 最終オークションの参加見込み
  - ① 参加予定
  - ② 不参加
  - ③ 未定
5. （4.の質問で②ないし③を回答した方のみ）その理由（自由記載）  
※相対取引分とは、他者からの相対取引による調達量を指す（グループや内部取引は除く）

## 売り手側へのアンケート内容

# 調達実績量の内訳（22年9月時の内訳見込みとの比較）

- 昨年9月のアンケートにおける22年度の外部調達の見込み量の内訳と比較すると、実績量では相対による調達がより多く行われていたことがうかがえる。

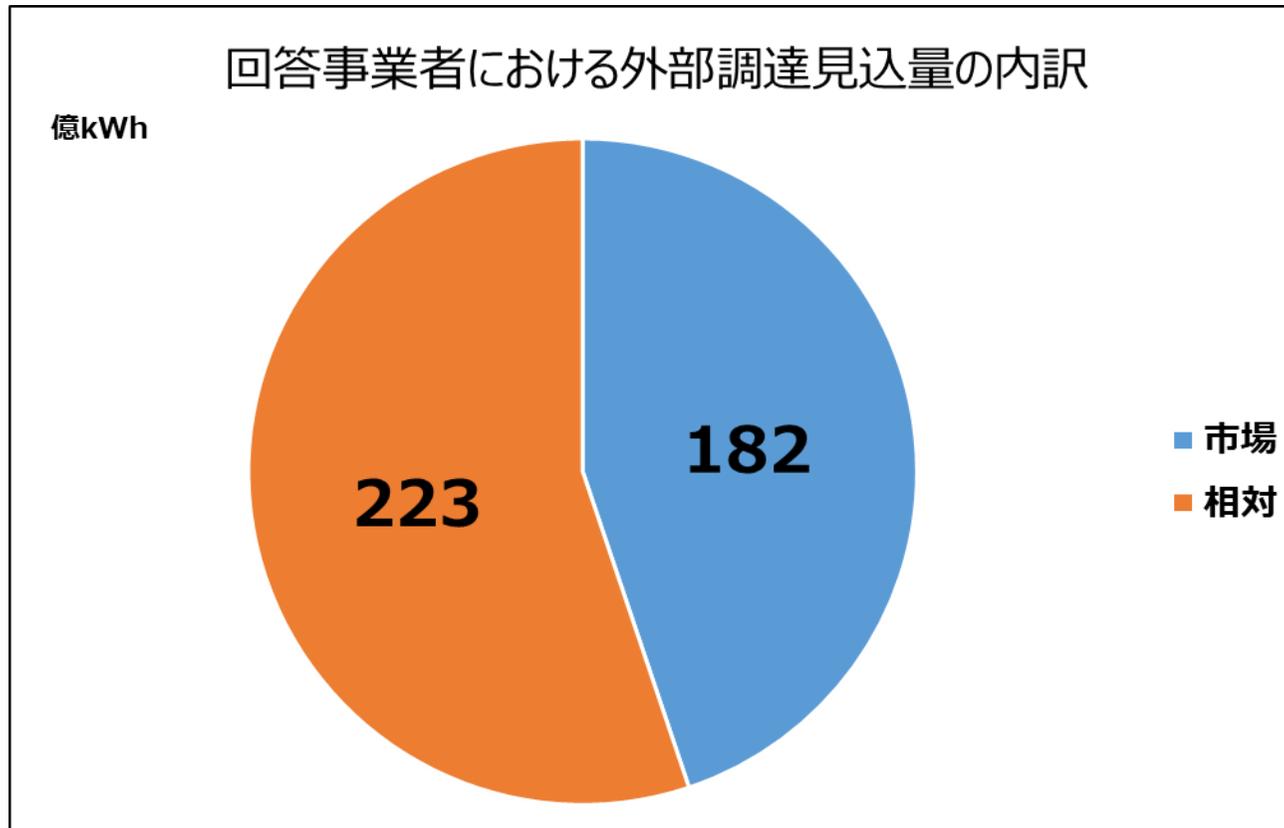
※市場は22年度第1回～第3回までの合計、相対は2023年2月末時点までの合計。



（注）今回のアンケートと22年9月時とアンケートでは、回答者数が異なる点には留意が必要。

## 【参考】22年度の外部調達見込み量の内訳（市場・相対）

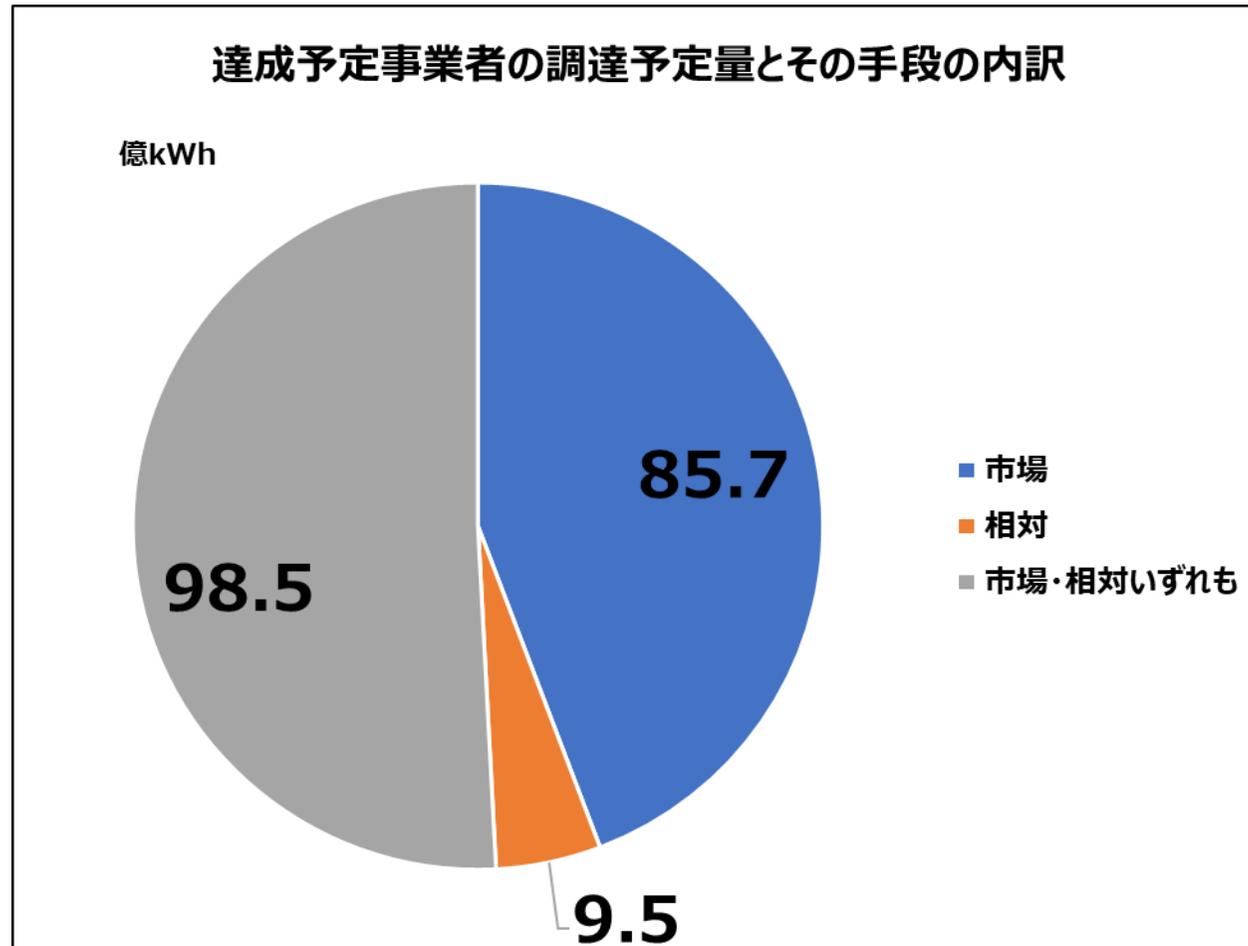
- アンケート回答者（57者）のうち、2022年度の証書の調達量の回答もあった事業者（55者）における市場と相対それぞれの調達量は、以下のとおり。
- 市場調達よりも、相対調達がやや多い見込みとなっている。



(注) なお、一部事業者については、総量は確定しているが内訳までは未定であるため、便宜上、市場と相対に均等配分した。

# 達成予定の事業者の調達予定量とその手段の内訳

- 本年6月までに達成予定と回答した事業者の調達予定量は、合計で約194億kWhであった。市場および相対いずれの手段も活用予定である量が最も多かった。



## 【参考】目標を達成するにあたっての主な懸念点

- 先月のオークションで達成の見込みであったが、証書の流通量が少なく、購入することができなかった。次回についても流通量が少なかった場合、未達成となってしまう。購入意思がある事業者が買えない制度はいかがなものかと感じている。また、最終年度で量が少なくなってしまうとき等は次年度購入分で賄える仕組み等を整えてほしい。課せられた目標を達成しようとしている事業者を救えるような制度設計にしてほしい。
- 証書の流通量が少ないと感じる。また、一部購入できたとしても、最高価格での購入となり収支圧迫を懸念している。
- 今までの相対先が今年度の取引を終了しており新たに探している状況。また、前回の市場結果より売りが非常に少ないと感じており、目標達成に必要な残りの証書の調達が出来ない可能性を懸念している。
- 相対交渉を実施したが、売り玉がなく販売していただけない状況である。また市場では、需給バランスが崩れて上限価格に張り付くなど、証書の流通量が足りていないと感じている。もしこのような状況が続けば、小売事業者が最大限努力をしても、最終オークションや相対にて目標量全量の調達ができず、未達に終わる場合もあるのではないか。その場合、1, 2年目にまじめに目標量の調達を実施してきた点が、第1フェーズ評価にて適切に織り込まれるのか懸念している。
- 第3回オークションの売り札の量がほぼゼロで、証書供出者（大手電力会社）がグループ内小売の目標達成に必要な証書量を相対取引で先に販売したうえで、残りの量を市場に供出していないか、或いは大手電力会社同士で連携して第3回と第4回のオークションに供出する証書の量を調整していないか、懸念される。その結果、市場への証書供出量が大幅に減少し、価格が吊り上がっていないか、或いは今後の相対価格の吊り上げに影響しないか、大いに懸念される。さらにそれらが次年度の非FIT非化石証書の標準的な価格水準となり、それだけでなく厳しい経営環境である新電力の更なる負担増にならないか懸念される。
- 仮に第4回も同様の傾向が続くとすると、第3回と同様に市場では約定できず、相対取引での確保も難しい状況であることを考えると、目標達成が困難となることが懸念されるが、このような平等とは言えない要因（言わば非FIT非化石証書の取扱いにおける内外差別）で目標が未達成であったとしても、（やむを得ず未達との注記はあると聞いてはいるが）目標未達成の会社として分類・公表されることになり、これを見た需要家が脱炭素に対して後ろ向きな会社との印象を持たないか、こちらも大いに懸念される。
- 高度化法の間目標達成への数量の最終調整はオークションでの入札を想定しているが、22年度第3回の売入札量を見るに十分な量の非化石証書の売入札が出ない可能性があり、オークション未約定による中間目標未達の可能性が捨てきれない。

# 外部調達量達成率の状況

- 今回のアンケート時点における証書の調達実績量をもとに、2020～2022年度の外部調達量の達成状況を試算したところ、90%以上を達成している事業者は約6割にとどまる。

3カ年平均による外部調達量からみた達成率（実績ベース）	
100%以上	18者
90%以上100%未満	13者
80%以上90%未満	4者
60%以上80%未満	9者
40%以上60%未満	1者
20%以上40%未満	2者
0%以上20%未満	3者
合計	50者

(注1) 達成率は(対象年度までの外部調達実績量)÷(対象年度までの外部調達必要量)により試算。

(注2) 第一フェーズの途中から対象となる事業者については、その年からの平均にて算出。

(注3) 第一フェーズでの評価は、3カ年平均の目標値と実績値(%)の単純平均で評価する点には留意が必要。

## 【参考】外部調達量達成率の見込み

- アンケートにおける今後の証書調達予定量を踏まえ、2020～2022年度の外部調達量の達成状況を試算したところ、**全体の約8割は90%以上の達成**となる見込み。
- 他方、達成率が20%未満にとどまるなど、達成が困難な事業者もあった。

※なお、以下は事務局で把握している共同達成案件も考慮済み。また一部事業者は具体的な証書の調達量までは未定としている点に留意が必要。

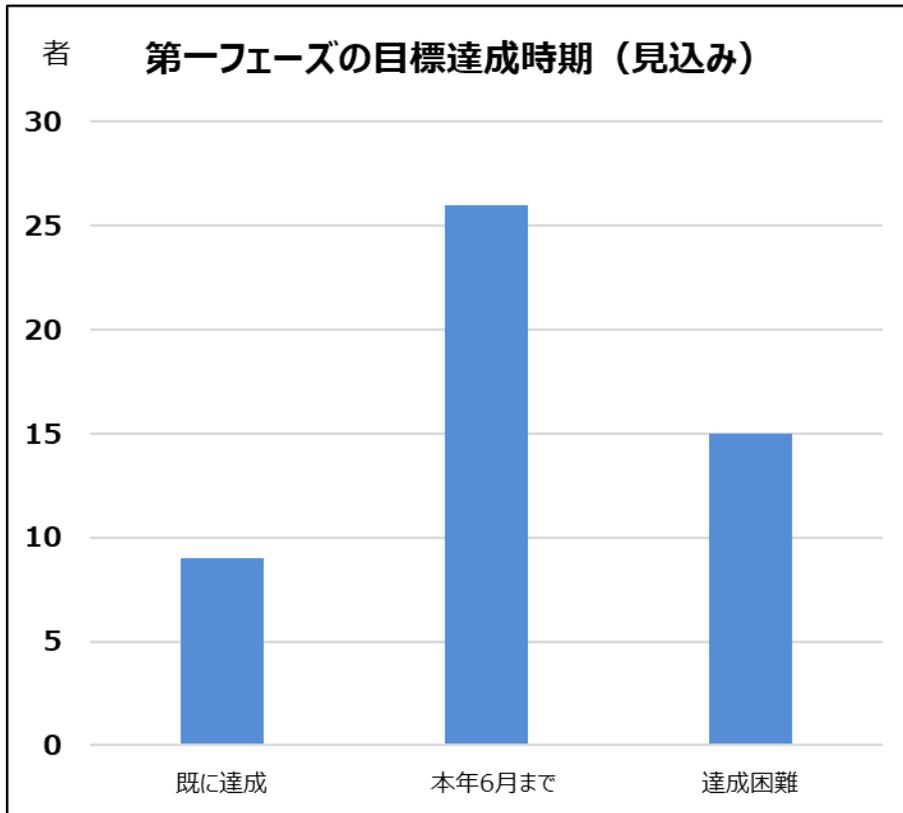
3年平均による外部調達量からみた達成率（見込み）	
100%以上	32者
90%以上100%未満	15者
80%以上90%未満	2者
60%以上80%未満	3者
40%以上60%未満	0者
20%以上40%未満	0者
0%以上20%未満	5者
合計	57者

(注1) 達成率は(対象年度までの外部調達実績量)÷(対象年度までの外部調達必要量)により試算。

(注2) 第一フェーズの途中から対象となる事業者については、その年からの平均にて算出。

# 達成時期に対する回答結果と達成困難事業者の理由

- 回答事業者50者のうち、達成困難と回答した事業者は15者だった。
- 達成困難と回答した事業者の主な理由として、市場や相対取引における証書の調達環境の悪化や販売電力量の減少（5億kWh未満）、電力市場価格の高騰による収支悪化等があった。



## ＜達成困難と回答した事業者の状況と理由＞

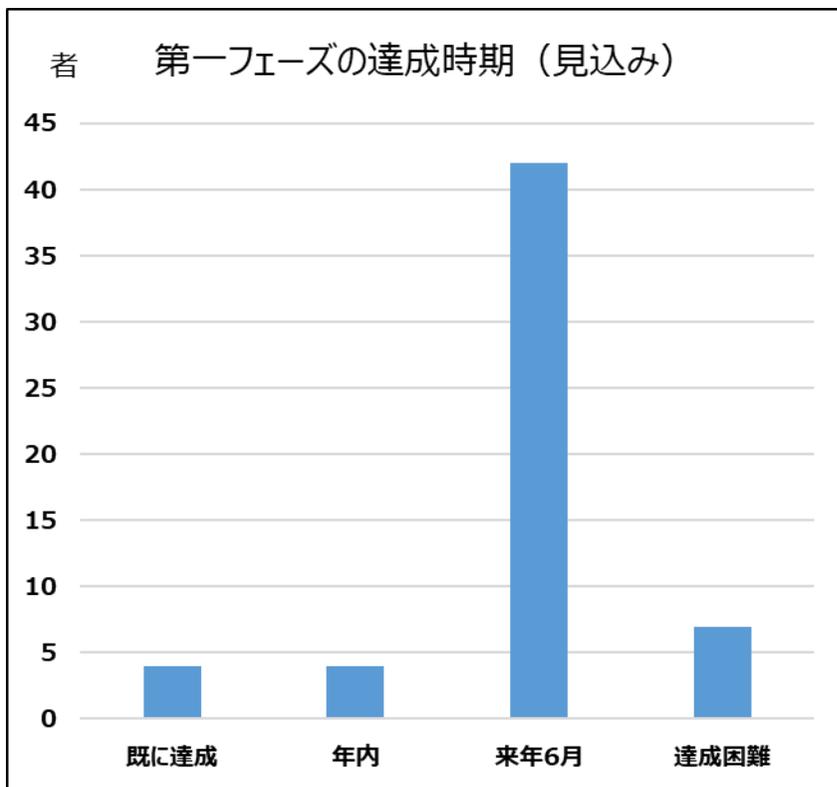
外部調達量でみた達成率(注)	事業者数	達成困難と回答した理由
80%～	5者	市場および相対での調達環境が悪化
60～80%	5者	市場および相対での調達環境の悪化 販売電力量の減少（5億kWh未満）
0～45%	5者	電力市場価格高騰による収支悪化等

(注) 達成率はP14の算出方法により試算したもの。

# 【参考】達成時期に対する回答結果と達成困難事業者の理由

第70回 制度検討作業部会  
(2022年10月3日) 資料7

- 全体の9割は、来年6月末までに必要な外部調達を達成見込みと回答。一方、7者はアンケート調査結果時点で達成困難と回答している（回答数は57者）。
- 達成困難である主な理由は、小売電気事業そのものの終了や販売電力量の縮小（5億kWh未満）、収支の悪化などであった。
- このうち、収支の悪化を理由とする事業者に対しては、目標の着実な達成の努力を改めて求めた。



## ＜達成困難と回答した事業者の状況と理由＞

外部調達量でみた達成率(注)	事業者数	達成困難と回答した理由
80%～	1者	事業撤退を予定
60～80%	2者	販売電力量の減少（5億kWh未満）
0～20%	4者	電力市場価格高騰による収支悪化、販売電力量の減少（5億kWh未満）

(注) 達成率はP11の算出方法により試算したもの。

## 3か年平均でみた達成率の見込み

- アンケート時点における証書の調達実績量も参考に、一定の仮定を置いて、過年度までの実績と合わせて2020～2022年度の達成状況を試算したところ、目標を達成する事業者は3割強にとどまる見込み。

3か年平均（単純平均）でみた達成率（実績ベース）	
達成比率	会社数
100%以上	17者
90%以上100%未満	15者
80%以上90%未満	6者
60%以上80%未満	4者
40%以上60%未満	4者
20%以上40%未満	1者
0%以上20%未満	3者
合計	50者

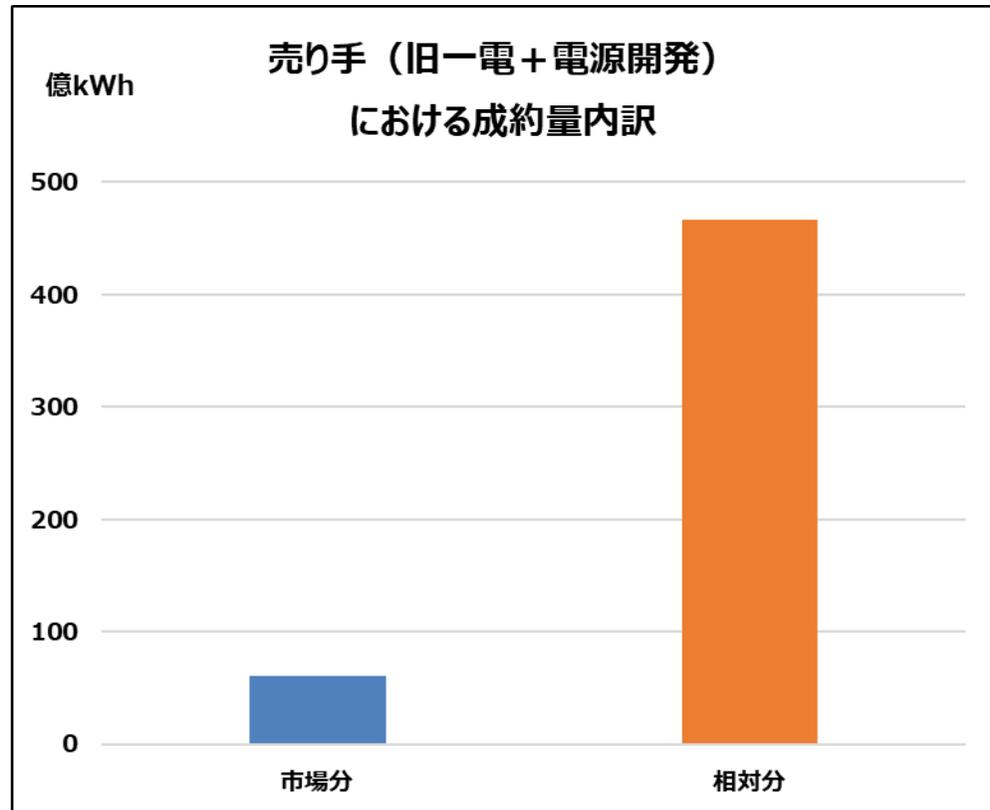
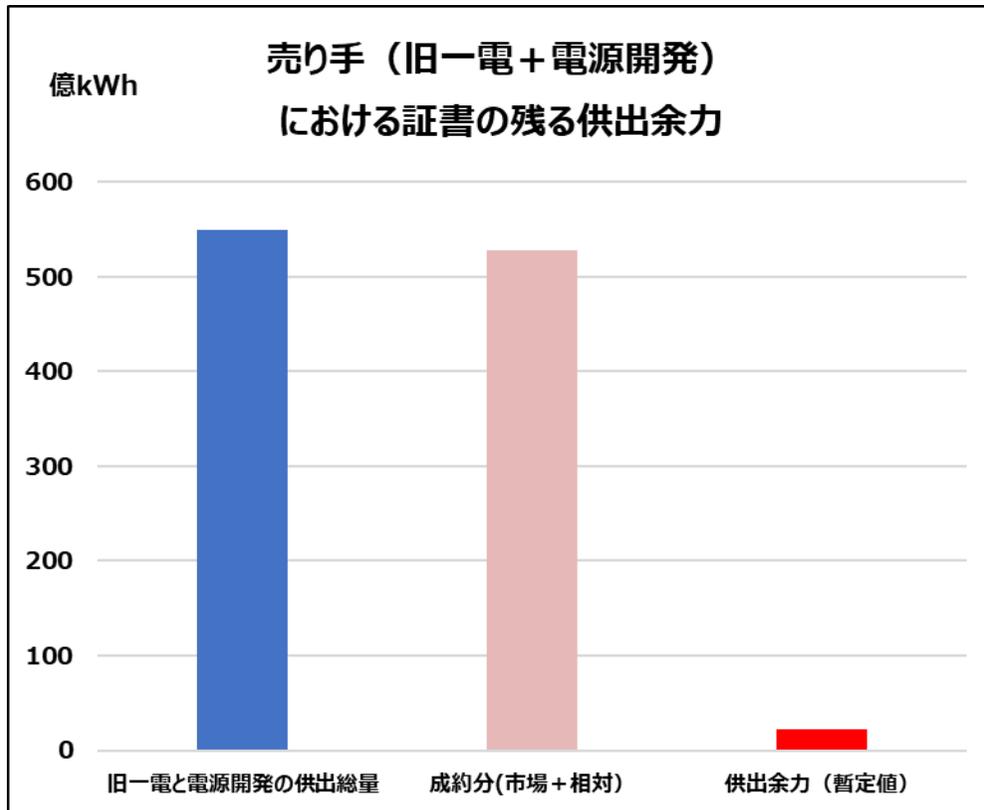
(注1) 達成率は（3か年での実績値の平均）÷（3か年の目標値の平均）により試算。

(注2) 22年度はアンケートによる実績量をもとに試算。旧一電の内部取引量も理論値で試算し含めたもの。なお達成率は小数点第一を四捨五入。

(注2) 第一フェーズの途中から対象となる事業者については、その年からの平均にて算出。

# 売り手（旧一電と電源開発）における残る供出余力と成約量内訳

- 今回のアンケート回答者である売り手（旧一電および電源開発）における、回答時点での2022年分(1-12月発電分)の残る証書の供出量は、回答内容から試算すると約22億kWhと見込まれる。
- なお、次回最終オークションについては、参加予定が3者、不参加が3者、未定が6者であった。未定の主な理由は、供出量の精査中とのことだった。
- また、売り手側における成約量の内訳においては、相対分が市場分の7倍程度だった。



## 【参考】アンケート結果における売り手側の状況

- 足下で交渉中の販売契約及び最大販売枠を設定した契約の販売量により、余剰証書がごく少量発生する可能性がある。
- 社内取引によりオークションに供出可能な証書がない。
- 2022年度小売販売電力量の見通しから算出される社内取引可能量が、2022年度の自社発電の非化石電源発電量の見通しを上回っていたことから、全量を社内取引とし、これまで市場・相対ともに供出しておりません。第4回オークションへの参加については、2022年度の小売販売電力量の実績確認後、改めて精査のうえ、判断する予定。
- 供出余力があれば（オークションに）参加予定。
- 自社小売部門の2022年度の販売電力量が確定し、高度化法の目標達成に必要な社内取引量を最終決定した後に、市場販売可能な証書が発生した場合は参加する可能性あり。
- 2021年度の「非FIT非化石証書（再エネ指定）」オークションにおいて、年間を通して約定率の低迷が続いたことから、当社では、未約定（売れ残り）のリスクの低減のため22年度上期より相対による証書販売を実施したため、オークションに供出可能な証書がない。
- 相対取引によりオークションに供出可能な証書がない

1. 非化石証書の需給状況
- 2. 2022年度の対応策**
3. その他

# 対応の方向性

- 今回のアンケート結果を踏まえると、現在、非FIT証書の需要は供給を大きく上回っている。このため、2022年度分の最終オークションとなる5月の次回オークションでは、仮に上限価格で応札しても、希望量を購入できない可能性が極めて高い。  
※上限価格での買い入札量が売り入札量を上回ったときは、買い入札量に応じて比例約定。
- この点、2020～2022年度の第一フェーズの評価に際し、2022年度に証書の需給がひっ迫し、やむを得ず目標が未達になった事業者については、未達の理由を注記の上、指導・助言の対象外とする配慮措置を講じることとしている。
- よって、引き続き需給状況を丁寧に分析しつつ、第一フェーズの評価に際して配慮措置を講じる方向で検討を深めることとしてはどうか。
- また、事業者間の公平性の確保等の観点から、配慮措置を講じる前提として、次回のオークションに向けて取り得る対策についても、幅広く検討することとしてはどうか。
- 更に、2023年度以降は、現行の3年ごとの評価から毎年の評価に変わるため、今回と同様の事象が起きる可能性は低いものの、非化石証書取引の透明性向上を通じて事業者の予見可能性を高める方策について、検討することとしてはどうか。
- なお、今回の証書需給のひっ迫が生じる過程において、不適切な取引がなかったかどうかについては、これまでと同様、電力・ガス取引監視等委員会による定期的な取引監視の中で、確認が行われることとなる。

## 【参考】本作業部会第七次中間とりまとめ（2022年7月24日）

（第1フェーズの評価における配慮措置について）

なお、本作業部会では、第1フェーズの評価方法について 21 年度までの目標未達分の解消への懸念から、それまで目標達成に真摯に取り組んできた事業者が、来年度に証書不足で目標が未達になった場合の措置の必要性について、意見を頂いた。

こうした点も踏まえ、万が一、22年度に証書の需給がひっ迫し、目標達成が困難になる事業者が生じた場合は、公表の際に「未達成」に分類した上で、（証書供給量が不足する等）需給バランスが著しく悪化したためやむを得ず未達になった旨を注記するとともに、指導・助言の対象外とした。

なお、当該措置は、23年5月の最終オークションにおいて買入札したものの、売り切れが発生し購入できなかった場合に適用が検討されることとした。その際、20・21年度の調達状況や、著しく低い価格での入札の有無、相対取引による購入努力等を、ヒアリングにより精査した上で、適用の要否を判断することにした。

ただし、当該措置は、あくまで緊急措置としての位置づけである。制度の見直しに伴い、目標値は証書の需給に基づいた外部調達比率により設定されることとなったため、基本的にはこれまでの未調達分は極力21年度に調達されることが望ましい。

## 【参考】第60回制度検討作業部会（12/22）における主な御意見（1/2）

第61回 制度検討作業部会（2022年1月21日）資料5

- アンケートの結果、調達状況が405億kWhのうち363億kWhということだが、20年度の未調達分の200億kWhは入っていないということだが、200億kWhの見通しはどうかアンケートで聞いていれば教えていただきたい。22年度単年での需給バランスで判断することに賛成。200億kWhを吸収するという意味も含めて、昨年度と同じ程度の需給バランスで7.5%ということの良いと思う。
- 2020年度未調達分の200億kWhについて、今回の需給バランス1.19は一見今年度の需給バランスに近い値に見えるが、今回は供給計画から試算した証書供出量で、200億kWhが反映されていないと理解しているので、誤解を生んでいる恐れもあり注意が必要だと思った。今年度の未調達分を考慮すると、相当に需給がひっ迫する可能性があるので、場合によっては買えないという事態もありうる。これについては慎重に検討していただきたい。
- 7.5%という方向性には賛成。その上で、21年度の外部調達必要総量には20年度の未調達分が含まれていないとのことなので、達成状況は実際には90%を下回っていると理解。特に第1フェーズでは、昨冬のインバランス料金高騰で負債を負っている小売事業者が多いことや、ほとんどの事業者が証書調達のための費用を価格転嫁できていないという状況を考えると、証書調達のタイミングを来年度に回さなければいけない事業者も今後出てくるのではないかと心配。そこで、今後そうした理由で21年度も未調達量が多くなってしまった場合には目標値の再検討といった措置も考える必要があるのではと思う。
- 200億kWhについてはちょっと引かかる。私も20%くらい余裕をもつということには賛成。基本的に年度で閉じるという方針にも賛成だが、200億kWh分の行方がどうしても気になる。売り切れは避けたいので、もう少し見極める手段はないのかと思う。例えば次回の2月の結果を確認した上でなど、もう少し慎重に決めることもあり得るかと思う。

## 【参考】第60回制度検討作業部会（12/22）における主な御意見（2/2）

第61回 制度検討作業部会（2022年1月21日）資料5

- **中間目標値について外部調達比率7.5%に異論はない。**200億kWhを入れると21年度時点で累積調達必要量は605億kWhになる。そこから21年度の調達見込み量を引くと242億kWhが21年度の累積未調達分になる。仮に外部調達見込みがこの通りになった場合、21年度の累積未達分を加えると、需要バランスは1を下回る。そうなると委員の皆さんが懸念されたこと（売り切れ）が起こる。22年度の需給バランスを適正な数値に落ち着かせるためにも、**まずは21年度までの調達分が少ない事業者に、少ない理由や今後の調達見込みを確認したり、他の事業者と比較した調達ポジションを教示したりするなどして、まずは21年度中に極力調達を促すことは必要ではないか。万が一21年度の外部調達率が変わらず、22年度に、これまで真摯に調達している事業者が上限価格で入札しようとしても必要量を調達しきれず22年度未達になってしまった場合には、指導や助言の対象外とする対応を検討いただきたい。**
- 昨年度の持ち越し分200億kWhはもちろん、今年度も心配。10月頃からJEPX価格が上昇しており小売事業者が厳しくて買いたくても買えない事業者が結構いるのでは。こうした懸念がある状況下で来年度の目標をどうするかという議論が必要なのではないか。
- **外部調達比率7.5%については賛成。**高度化法で2030年非化石電源比率44%以上が決まっている中、その過程で中間評価を行って非化石電源の利用促進につなげていくということになっていると思うので、小売事業者としては高度化法の趣旨に則って中間目標の達成に取り組んでいくと同時に、調達した証書を有効に活用して需要家の脱炭素化ニーズにお応えしていくソリューションを提案していくことが重要と考える。再エネやカーボンフリーメニューのニーズは着実に増加しているという手応えを感じている。
- **22年度の外部調達比率については大きな意見はないが、20年度の未調達分も含めて蓋を開けてみないと分からないので、花井オブご指摘の通り万が一売り切れがあった場合の救済措置については事前に検討しておくべき。**

## 【参考】2022年度の中間目標値について

- 前回第60回の本作業部会においては、2021年度における報告対象事業者の証書調達状況（見込み）をアンケート結果を踏まえて報告させていただいた。
- 前回のご議論においては、ご提示した**2022年度の中間目標における外部調達比率の水準（7.5%）について概ねご賛同を頂いた**一方、20年度での証書の未調達分が22年度の証書の供給不足など調達環境に与える影響などについてもご意見をいただいた。
- 前回の議論内容も踏まえ、20年度と21年度の目標達成率平均が50%未満の事業者※に対し、ご回答いただいた21年度調達見込み量の考え方と、未調達分の調達予定についてヒアリングを行った。※これらの事業者の20年・21年度の累積未調達量は約200億kWh。
- その結果、21年度調達予定量については、以下のような回答が得られたため、実際の21年度の調達量は、前回アンケート結果としてお示した約363億kWhよりも増加することが見込まれる。
  - ✓ あくまで回答時点での最低購入予定量を回答
  - ✓ 後期の購入予定量が未定のため、前期の実績のみ回答
- そのため、22年度の外部調達比率を検討するにあたっては、前回お示した通り、**21年度との需要の平準化を図る観点からも、20年度・21年度の未調達分は反映しないこと**としてはどうか。
- なお、万が一22年度に証書需給がひっ迫した際には、必要に応じて適切な救済措置が講じられるよう、予め検討することとする。

## 【参考】高度化法義務達成市場に係る監視について

- 前回の本作業部会においては、高度化法義務達成市場における売買主体の数の非対称性を踏まえた取引内容の透明性や、価格形成の妥当性の確保のために、特に入札行動等が証書の価格形成に大きな影響を与える**売り手の取引行動について市場および相対取引において監視すること**についてご議論頂いた。
- 当該ご議論においては本市場に係る監視の方向性や考え方について概ねご賛同頂いた。今回は、前回の内容も踏まえ、監視を実施していくにあたっての、具体的な監視における視点並びに対象範囲や頻度などの大枠を提示させていただく。
- なお、個別具体的な監視の手法や運用については、その実施に向けた実務上の手配も含め資源エネルギー庁および電力・ガス取引監視等委員会で連携し進めていく。

### <非化石価値に監視を行う必要性>

今般、非化石価値取引市場を再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場に分け、再エネ価値を取引するための再エネ価値取引市場においてはFIT非化石証書が取引対象とされ、非化石電源比率目標達成のための高度化法義務達成市場においては非FIT非化石証書が取引対象とされることとなる。

小売電気事業者が非化石電源比率目標を達成するためには、非化石証書の調達が必要であるが、上記のとおり非化石証書のうちFIT非化石証書は再エネ価値取引市場においてのみ取引されるようになり、当該目標の達成には利用できなくなる。このように、非化石電源比率目標の達成のため、小売電気事業者にとっての非FIT非化石証書の重要性が増大することを踏まえると、非FIT非化石証書の支配的なシェアを持つ発電事業者の証書に係る取引行為については、より一層注視が必要な状況となる。

2018年度にFIT電源由来の非化石証書の取引が開始されるに際しては、非化石証書は電気と分離して取引されるものであり、電力の取引そのものではないため、電力・ガス取引監視等委員会（以下、監視等委）の監視対象ではないとの整理がされていた。しかし、上記のような変化を踏まえると、非化石証書のうち非FIT非化石証書の取引は、電力の取引そのものではないものの、今後、小売電気事業者間の競争により密接に関連することとなるから、電力の適正な取引の確保を図るため、監視等委が非FIT非化石証書の取引についてその権限を行使することは可能と整理すべきと考えられる。

## 【参考】監視の対象範囲と頻度①（市場取引と相対取引について）

- はじめに、監視の対象となる支配的事業者については、基本、入札行動等が証書の価格形成に大きな影響を与える旧一般電気事業者<sup>注</sup>及び電源開発としてはどうか。なお、次年度以降は、取引実態等を踏まえつつ、市場支配的事業者の範囲を検討してはどうか。

注：北海道電力、東北電力、東京電力HD、東京電力RP、中部電力、北陸電力、関西電力、四国電力、中国電力、九州電力

- 具体的な監視の対象範囲と頻度にあたっては、市場取引では現状年4回（8月、11月、翌年2月、5月）のオークションを実施していることから、**各回の取引終了毎に、その取引実績に基づき、売り手である発電事業者それぞれの売入札量や入札価格分布**の確認を行うことにはどうか。 ※監視は、令和3年度8月のオークション分から着手。
- 他方、相対取引（外部取引における取引分）では、都度事業者による交渉によって契約が締結されると考えられるため、年度内で各回のオークションと同様複数回実施するよりも、年度を通じた取引全体を一度に監視する方が合理的と考えられる。
- 従い、相対取引においては、事業者による対象年度分の証書の口座移転完了日後（6月以降）に、取引内容として必要と考えられる情報の提供を事業者より求め、5月のオークション実施後に売れ残った証書を相対契約で売買した取引分までの取引量や相対的な価格水準を**年一回で監視していくこと**にはどうか。 ※当該時期には、各回の入札価格と相対契約の相対的な価格水準の比較監視も実施。

## 【参考】監視の対象範囲と頻度②（旧一電社内における非化石価値の内部取引について）

- 高度化法上の中間目標値においては小売電気事業者の非化石電源比率に応じて化石電源グランドファザリングが設定されており、当該事業者は一定量をグループ内の発電事業者からの相対取引又は社内取引で入手することが認められている。
- 当該グランドファザリングは、導入時における非化石電源の調達環境を踏まえたものであるため、従前と同様の調達環境で電気と非化石価値をセットでグループ内取引されることが想定されていた。  
※なお、当該グランドファザリングは小売事業者の事業環境への影響を配慮しつつ、将来的に逡減・撤廃させていく必要がある。
- 他方、過去、電力の卸取引については、不当な内部補助防止策・内外無差別な卸取引として電力・ガス取引監視等委員会において検討され、(発電小売一体会社を含め)旧一電各社において内部取引価格を設定し、それを踏まえて社外・グループ外への卸取引との内外無差別を監視することとしている。
- 特に非化石電源を有する旧一電各社・グループにおいては、小売部門・小売会社は社内ないしグループ内の発電部門・発電会社より非化石価値を取得している部分も比較的多いと考えられる中、仮に社内・グループ内において発電と小売間で電気とセットの取引により非化石価値の相当分の価格が見えなくなり、証書の調達環境に差異を生じているとの疑念を持たれるおそれがある。
- 従い、旧一電各社の社内・グループ内取引においては、グランドファザリングの導入時の考えにより電気とセットによる非化石価値の取引もある点を考慮しつつも、例えば社内・グループ内取引と同様に電気とセットで他社へ販売する取引価格や他社への非化石価値の取引価格の事例を参照しながら、内外無差別の観点から確認していくこととしてはどうか。
- なお、その頻度については、外部との相対取引の監視と同様、年一回行うこととしてはどうか。

## 論点① 需給対策の可能性

- アンケート結果を基に、一定の仮定を置いて試算すると、2月末時点での証書の供給余力は20～30億kWh程度、潜在需要は200億kWh程度と見込まれる。
- こうした中で、必要なコストを支払った小売電気事業者が証書を購入できるよう、需給ひっ迫を緩和する方策として、①需要を減らす、②供給を増やす、という2つが考えられる。
- まず、需要を減らすには、2022年度の外部調達義務量を引き下げることが考えられる。しかしながら、年度途中の義務量の引き下げは、事業者の予見可能性を大きく損ない、既に義務量を調達した事業者との公平性にも課題を残す。

※義務量を引き下げた上で、超過達成となる小売電気事業者に超過分の売却を認めるということも論理的にはあり得るが、本制度上、小売電気事業者による転売は認めていない。

- 次に、供給を増やすには、非FIT電源の発電量自体を人為的に増やすことが困難である以上、バーチャルな供給枠を創出せざるを得ない。具体的には、例えば、既に償却済みの2021年度の証書や、新たな概念としての「証書相当枠」が考えられる。
- 他方、次回オークションが来月に迫る中、現行制度が予定しない「新たな供給」を創出することは、現実的でない。
- 以上のことから、特段、新たな需給対策を講じるのではなく、現時点で判明している需給状況を前提に、第一フェーズの評価の際の配慮措置について検討することとしてはどうか。  
※ただし、何も需給対策を講じず、一律に配慮措置を講じた場合、例えば、現時点で達成率100%の事業者と90%の事業者との間で、経済性の観点から公平性の課題が生じる点に留意する必要。

## 論点② 配慮措置の在り方

- 今後、第一フェーズの評価に際し、目標未達事業者に対する配慮措置の適用を検討するに当たっては、本作業部会の第七次中間とりまとめに示したとおり、次回5月の最終オークションにおいて、未達事業者において買い入札を行うことが前提となる。
- その上で、第七次中間とりまとめに沿って、これまでの証書調達状況や、著しく低い価格での入札の有無、相対取引による購入努力等を、ヒアリングにより精査することになる。
- その際、これまでの証書調達状況については、どのように評価することが適切と考えられるか。
- 目標未達事業者に対する配慮措置は、証書供給量の不足という外部的な要因に対する特例的な措置である一方、対象事業者においては、結果的に一定量の証書調達義務を免れることで、経済的なメリットを享受することになる。
- したがって、例えば、これまでの調達量が著しく少なく、証書調達努力を怠っていた事業者に対して配慮措置を認めることは、妥当性を欠くと考えられる。
- 他方、制度上、2020～2022年度の3年間で評価を行うこととしている以上、仮にこれまで調達量が著しく少なかったとしても、最終的に義務量を全量調達しようとしていたのであれば、未達事業者間で未達量の多寡により区別する必要はないとの考えもあり得る。
- こうした中で、配慮措置の適用の判断に際し、未達量の多寡について、どのように考えるか。例えば、これまでの調達努力を判断するメルクマールとして、一定比率（例えば7～8割）を基準とすることについて、どのように考えるか。

# 【参考】第1フェーズの評価における配慮措置について

第61回 制度検討作業部会  
(2022年1月21日) 資料5

- 前回の作業部会では、第1フェーズの評価方法については概ねご賛同いただいたものの、21年度までの目標未達分の解消への懸念から、それまで目標達成に真摯に取り組んできた事業者が、来年度に証書不足で目標が未達になった場合の措置の必要性について、ご意見を頂いた。
- 前回のご意見も踏まえ、万が一、22年度に証書の需給がひっ迫し、目標達成が困難になる事業者が生じた場合は、公表の際に「未達成」に分類した上で、**（証書供給量が不足する等）需給バランスが著しく悪化したためやむを得ず未達になった旨を注記するとともに、指導・助言の対象外としてはどうか。**
- なお、上記の措置は、**23年5月の最終オークションにおいて買入札したものの、売り切れが発生し購入できなかった場合に適用が検討されることとしてはどうか。その際、20・21年度の調達状況や、著しく低い価格での入札の有無、相対取引による購入努力等を、ヒアリングにより精査した上で、適用の要否を判断してはどうか。**
- 上記の措置は、あくまで緊急措置としての位置づけである。制度の見直しに伴い、目標値は証書の需給に基づいた外部調達比率により設定されることとなったため、基本的にはこれまでの未調達分は極力21年度に調達されることが望ましい。

## ＜公表のイメージ例＞

目標達成事業者	目標未達成事業者	未達率	備考
A社、B社、C社、 D社・・・	V社※	5%未満	※22年度は証書の不足により、やむを得ず未達成
	W社	5%以上20%未満	
	X社	20%以上	

## 論点③ 2023年度以降の対応

- 2023年度以降は、現行の3年ごとの評価から毎年の評価に変わるため、今回と同様の事象が起きる可能性は低いと考えられる。
- 他方、年度内であっても、相対取引の状況次第で市場への供給量が激減することも考えられ、そのような事業者の予見可能性を著しく損なう状況は、厳に回避する必要がある。
- このため、現状、年度途中では取引実態を的確に把握できない相対取引を中心に調査した上で、証書の需給状況を定期的に公表していくこととしてはどうか。
- 具体的には、まず、これまで不定期に実施していた事業者アンケートを定期的に行うことが考えられる。これにより、証書の取引実績のみならず、証書の購入予定量の把握も可能となる一方、頻繁なアンケート調査の実施は、事業者にとって過度の負担ともなり得る。
- 別の方策として、日本卸電力取引所で管理する証書の取引口座を定期的に確認することが考えられる。ただし、的確に証書の取引状況を把握するためには、現状、6月末の期限までに行えば良いとされている報告を、一定期間ごとに行うようにする必要がある。
- したがって、証書取引の参加者に対しては、例えば、四半期ごとに報告することを求めていくこととしてはどうか。その際、事業者の負担についても配慮する必要があるため、2023年度については義務化せず、あくまで自発的な協力を求め、その結果を踏まえ、2024年度以降の対応を検討することとしてはどうか。
- あわせて、証書の需給状況を的確に把握する観点から、少なくとも半年に1回、アンケート調査を行うこととしてはどうか。

1. 非化石証書の需給状況
2. 2022年度の対応策
- 3. その他**

# 小売の規制料金審査における非化石証書収入の取り扱い（1/2）

- 現在、電力・ガス取引監視等委員会の専門会合において、旧一般電気事業者7社の小売の規制料金値上げの認可申請について、審査が行われている。
- 審査においては、非化石証書収入の取り扱いも議論されており、発電部門における証書収入を控除収益として取り扱った場合における、非化石電源の利用促進のための収入を以て料金原価を押し下げてしまうことへの懸念とともに、証書販売収入と小売の規制料金の双方からの二重回収が生じないようにするとの方針が示されている。
- 他方、現状、事業者ごとに証書販売収入の取り扱いが異なり、料金審査を円滑に進める上で、今後の取り扱いを統一することが重要となっている。
- このため、今後の非化石証書販売収入取り扱いについて、御議論いただきたい。

本作業部会 第二次中間とりまとめ（2019.7.24）

非化石証書収入については、発電事業者において、非化石電源の利用の促進につなげることが望ましい。**特例措置料金の算定において、発電部門における証書の収入を控除収益として取り扱った場合、本来非化石電源の利用促進に充てるべき収入をもって料金原価を押し下げるようになってしまう可能性がある。**

このため、料金算定規則等において、非化石電源の利用の促進が行われるよう必要な措置を講じることが考えられる。なお、当該措置の検討にあたっては、**非化石電源投資関連費用について特例措置料金と非化石証書の双方からの二重回収が生じないよう留意することとする。**

## 小売の規制料金審査における非化石証書収入の取り扱い（2/2）

- 非化石証書収入は、非化石電源の発電量増加に資するよう、非化石電源の新設や出力増など、kW・kWhの維持・拡大に活用されることとされている。
- 具体的な用途については、発電事業者において、毎年、資源エネルギー庁に報告するとともに、HP掲載など、広く小売事業者がアクセス可能な形で公表することとされている。一方、どの設備投資に充当されたかなど、具体的な取り扱いは、各事業者に委ねられている。
- この点、小売の規制料金審査においては、証書収入が具体的にどの用途項目にどのように充当されたかを確認することが重要となる。
- このため、今後、小売の規制料金審査に関連する発電事業者においては、非化石証書収入の設備投資等への充当方法を内規により定めた上で、事後的に確認可能な形で適切に管理を行うこととしてはどうか。
  - ※こうした取り扱いは、あくまで料金原価算定上のものであり、電気事業会計規則に基づく制度会計に影響を与えるものではない。なお、証書収入を修繕費のような非資本的支出（＝経費）に充当したときは、どの設備のどのような修繕費に充てたかを明確化する。
- その上で、内規の内容及び具体的な管理方法について、毎年、資源エネルギー庁へ報告することとしてはどうか。

## 第二フェーズにおける内部取引量について（1/3）

- 本制度では、対象事業者である小売電気事業者に対する非化石価値へのアクセス環境の公平性確保の点から、制度開始時に非化石電源比率の高かった特定の事業者（主に旧一般電気事業者）に対し、内部（社内・グループ内）における取引量に一定の制約を課している。 ※なお、ここでいうグループは、発販が切り離された事業者同士を指す。
- この措置は、内部取引による非化石電源の調達を一定程度許容しつつ、内部取引量を超えた部分について、市場や相対取引を通じて外部供出を促すことで、非化石電源の調達比率の低い事業者に対する非化石証書へのアクセスの改善を図ることを目的とするものである。
- 第二フェーズにおいては、これまでの非化石電源からの調達環境の改善度合いを下に、グランドファザリングおよび内部（社内・グループ内）の取引量を減少させており、当該減少分は、23年度の需給バランスにおいて外部供出量に含まれている。

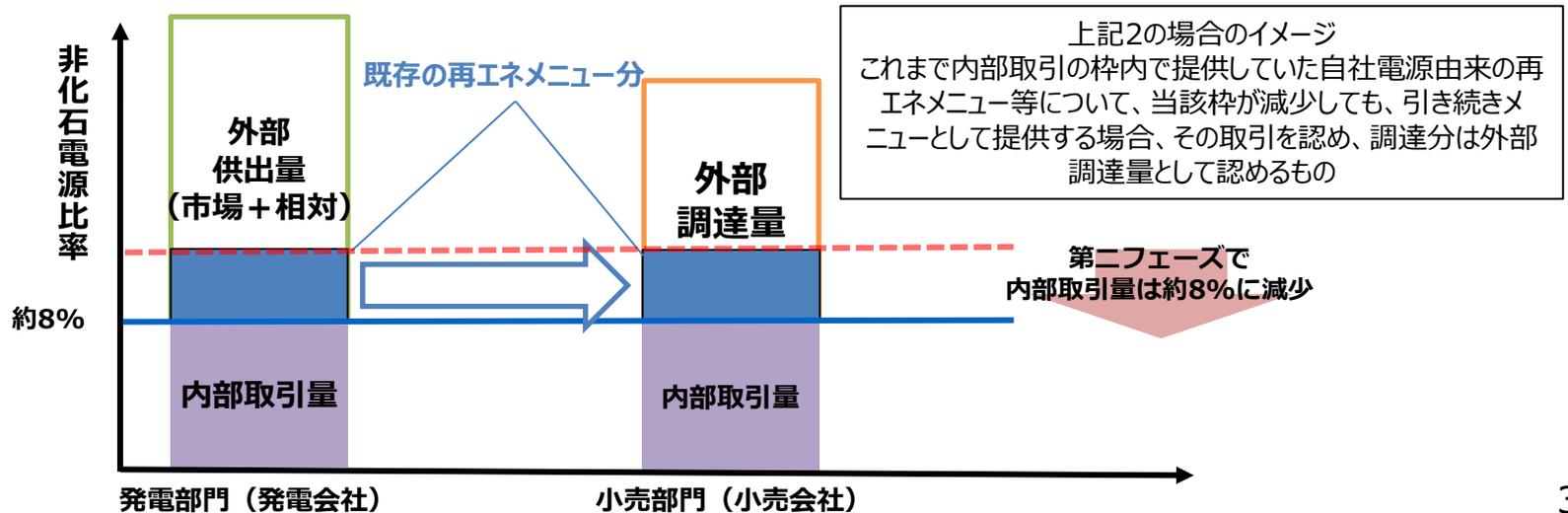
## 第二フェーズにおける内部取引量について（2/3）

- 今回、一部の事業者からの問い合わせで、中間目標において設定している内部（社内・グループ）取引量の考え方について以下の質問があった。
- これまで自社内の内部取引量を原資に再エネメニューを提供しているが、第二フェーズでは当該取引量の枠が減少されるところ、引き続き当該メニューを提供する場合、内部取引量の枠を超えた分を外部取引による調達と考えてよいか。
- 新たに自社グループで再エネ等の電源の開発を行った場合、当該開発に伴い調達する非化石価値は、内部取引量の制約とは別に外部からの調達量として認められるか。
- 今後カーボンニュートラルに向け、例えば今回のように内部（社内・グループ内）において新たに再エネの電源の開発を行うことや、需要側のニーズに伴い自社電源を活用して再エネメニューの提供を行うなどの取組がより増加する可能性があるが、こうした取組が内部取引量の枠により制約されることは、本制度の趣旨とは反するものと考えられる。
- 従い、**第二フェーズ以降も内部（社内・グループ内）取引の制約量は存在するものの、次頁の場合で、事務局においても確認が取れる場合に限り、当該内部取引量の枠を超えて非化石価値を調達しても、外部調達の取引として認めることにしてはどうか。**

※なお、ここでいうグループは、発販が切り離された事業者同士を指す。

## 第二フェーズにおける内部取引量について（3/3）

- 例えば以下の場合に限り、外部調達としてその取引を認めることにしてはどうか。
  1. 第二フェーズ（2023年度）以降、グループや内部において新たに再エネ電源の開発（リプレースを含む）を行い調達した分
  2. 既存自社電源により再エネメニューなど特定のメニューとして需要家に提供するために調達した分
- また、外部調達量については、毎年的高度化法の達成計画を提出する際に、その内容が確認できる資料等を事務局に提出することを求めることとしてはどうか。
- なお、非化石価値の相対取引においては、従来より、価格等について内外無差別の観点での監視は実施されているが、今回の整理によっても、引き続き、内部取引が無制限に許容されるものでない。



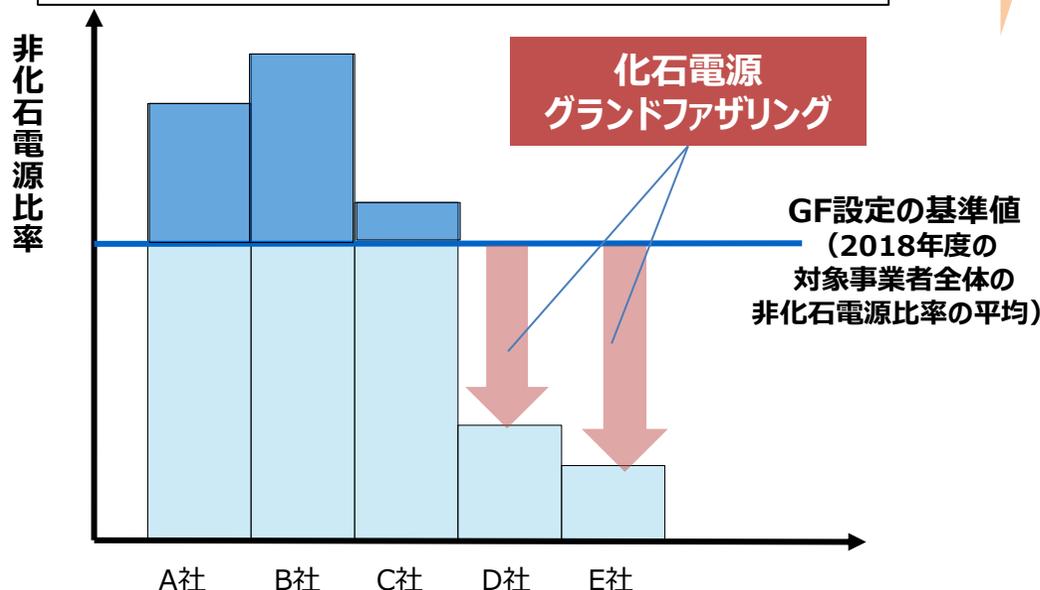
# 【参考】化石電源グランドファザリングの具体的考え方

第72回 制度検討作業部会  
(2022年11月30日) 資料8を一部改

- 制度設計当時に活用可能であった2018年度の対象事業者の非化石電源比率を用いて、対象事業者全体の非化石電源比率の平均値と各社の比率を比較し、平均値より下回る分をGF（パーセントポイント）として設定。目標値から当該GF分だけ控除している。
- また証書の売り手として電源を有する事業者（主に旧一電）において、グループ内で取引可能となる内部取引量の算定においても、当該全国平均値を基準に設定されている。

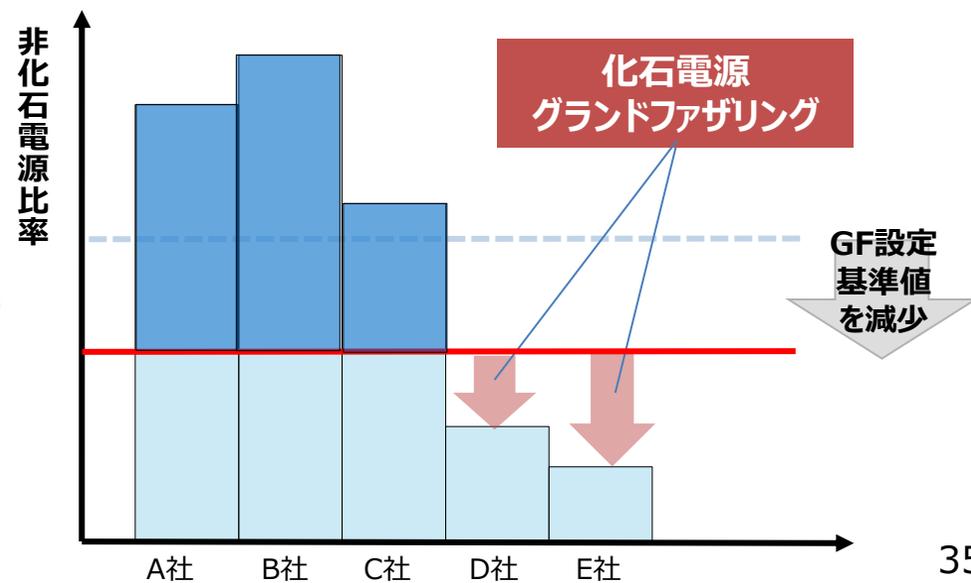
## 第一フェーズでのGFの設定の考え方

- GF設定基準との差がGF。
- 売り手となりうる事業者（主に旧一電）では内部取引量をGF基準値又はGF適用量までとしている（激変緩和量控除後）。
- 濃い水色が市場・相対への供出可能量。



## GFを漸減させる方法・影響

- GF設定基準を下げることで、GF量が減少。
- 売り手となりうる事業者（主に旧一電）での内部取引量が減少（=市場や相対など外部への証書供出量が増加）。濃い水色部分が増加。



## 【参考】第二フェーズにおける内部取引量の算定の考え方

- 非化石証書の内部取引量については、以下の方法で算定。
- ◆ **GF設定対象外**の場合：8.23%  
2018年度の全国平均非化石電源比率を6%引き下げた値(16.86%)－激変緩和量（8.63%）
- ◆ **GF設定対象**の場合：X < 8.23%  
2018年度の各事業者の非化石電源比率－激変緩和量（8.63%）
- 上記数値に対して掛け合わせる数量については、2023年度の供給計画における小売側の販売電力量（送電端）より試算。

## 【参考】第二フェーズにおけるGFの具体的措置について

第72回 制度検討作業部会  
(2022年11月30日) 資料8

- グランドファザリング (GF) の見直しについて、前回の本作業部会においては、小売電気事業者の非化石電源の利用の遅れを是正し、非化石電源の維持・拡大を促す観点から、漸減させていく方向性について、特に大きな異論はなかった。
- 他方、その実施に当たっては、小売電気事業者の競争環境や事業環境にも配慮することが必要である旨の御意見をいただいている。
- このため、GFの漸減方法については、第二フェーズの3年間において、毎年度減らしていく方法と、第一フェーズと同様に一定とする方法が考えられるが、毎年度の証書の需給バランスに与える影響を抑制する観点から、3年間を通じて同一とすることとしてはどうか。
- また、漸減率については、元来、小売電気事業者の非化石電源の調達環境に配慮して設定されたことを踏まえ、GFを設定した2018年度以降の小売電気事業者の平均的な非化石電源比率の変化を反映することとしてはどうか。
- 具体的には、平均非化石電源比率が2018年度の22.8%から2021年度に28.8%へ上昇していることを踏まえ、3年分の上昇率である6%を第二フェーズにおけるGFの設定基準値から引き下げることはどうか。